

幌延町広報誌

ほろのびのぞ

2023
4
月号

No.702



幌延町 検索



今月の表紙

今月号の表紙は、幌延中学校卒業式です。

卒業生たちは共に過ごした仲間たちと、笑顔で記念撮影をしました。



公共施設電話番号(告知端末)

● 幌延町役場	代表電話	5-1111
総務財政課	直通	5-1111(5-8811)
住民生活課	直通	5-1112(5-8812)
保健福祉課	直通	5-1113(5-8813)
(保健センター)	直通	5-1790(5-1790)
企画政策課	直通	5-1114(5-8814)
産業振興課	直通	5-1115(5-8815)
建設管理課	直通	5-1116(5-8816)
教育委員会	直通	5-1117(5-8817)
議会事務局		5-1111(5-8818)
● 問寒別出張所		6-5006(6-5006)
● 認定こども園		5-1254(5-1254)
● 国保診療所		5-1221(5-1221)
● 給食センター		5-1366(5-1366)
● 幌延生涯学習センター		5-1321(5-1321)
● 総合体育館		5-2111(5-2111)
● 消防幌延支署		5-1159(5-1159)

QRコードを読み込むと幌延町のホームページを見ることができるよ。過去の広報誌もあるから読んでみてね。



幌延町ウェブサイト



広報ページ

もくじ

- 3 - マイナンバーカードをご活用ください/あかえぞの運行について/幌延深地層研究センター啓発冊子の発行について
- 4.5 - 令和4年度 町政懇談会を開催しました
- 6.7 - 令和5年度まちの予算
- 8.9 - 統一地方選挙について
- 9 - 所有者不明ねこの引き取りお断りについて
- 10.11 - 各手当制度のご紹介
- 12 - 幌延町移住・定住促進各種事業
- 13 - 令和5年度から企業立地促進に向けた新制度を開始します/まちづくり各種補助制度
- 14.15 - 商工業各種補助金をご活用ください
- 16 - 幌延深地層研究センター「地下の研究現場から」第34回-化石海水の三次元分布を知る(その2)
- 17 - 協力隊通信vol.88
- 18.19 - 情報インフォメーション
- 20.21 - まちの話題
- 22 - ねんきん通信
- 23 - 町民くらしのカレンダー など
- 24 - わが家のエンジェル/二月定例俳句会作品 など



令和5年2月末日現在 ※()内は前月比



男	1,144 (-6)
女	1,046 (-2)
合計	2,190 (-8)

世帯数 1,232 世帯 (-5)

マイナンバーカードをご活用ください

みなさんマイナンバーカードはお持ちでしょうか。また、保険証の連携はお済みでしょうか。国の方針により、令和5年4月から12月までの期間で、マイナンバーカードによる受診促進のため、下記の表のとおり初診料・再診料・調剤管理料に加算されますので、マイナンバーカードを利用して医療機関を受診しましょう。

※ 町内の医療機関では、マイナンバーカードによる受診が出来ますが、町外のマイナンバーカードによる受診ができない医療機関では、下記の表に記載されている加算は適用されません。(現行の加算を含む)

		現行の加算	令和5年4月以降
初診	マイナンバーカードの利用なし	4点	6点
	マイナンバーカードの利用あり	2点	2点
再診	マイナンバーカードの利用なし	—	2点
	マイナンバーカードの利用あり	—	—
調剤	マイナンバーカードの利用なし	3点	4点
	マイナンバーカードの利用あり	1点	1点

「あかえぞ」の運行について

現在、問寒別～幌延間の住民輸送のため月曜日から土曜日まで運行している患者輸送車両「あかえぞ」についてお知らせします。

「あかえぞ」は、午前8時30分に問寒別駅前を発車し、問寒別郵便局前・問寒別診療所前・問寒別出張所前を經由国道40号から道道256号豊富遠別線を経て国保診療所に到着します。

運行時刻表については、告知端末機の「くらしの便利情報」をご参照ください。時刻（運行状況により多少前後することがあります）を確認し、停留する各施設及び道道においては道路沿いでお待ちください。

皆さまのご利用をお待ちしております！

開進地区および上幌延十線沢方面でご乗車希望の方は、前日までにご連絡ください。



お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

幌延深地層研究センター啓発冊子（マンガ）の発行について

この度、町で行われている地層処分の技術的な信頼性を確認することを目的とした試験研究・技術開発について、次世代を担う子供たちが正しく理解し、知識を深めることを目的として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 幌延深地層研究センターの開設主旨や研究内容等をわかりやすく紹介する冊子「マンガで探検!幌延深地層研究センター」(A5サイズ全32ページ)を制作しましたのでお知らせします。

このマンガについては、広報誌4月号と併せて町内全戸に配布するほか、町ホームページでもご覧いただけます。

なお、全戸配布の冊子には、アンケート用紙を添付していますので、回答へのご協力をお願いいたします。



(広報・調査等交付金事業)

町ホームページ→

令和4年度 町政懇談会を開催しました

令和4年度の町政懇談会は、幌延地区は2月8日の午後と夜間、問寒別地区は2月10日の午後と夜間の計2日間、4回開催し、38名の町民の方にご参加をいただきました。

町からは、令和9年度の開校を目指す「小中一貫教育」について、教育長が説明し、令和4年12月に策定した「幌延町空家等対策計画」と「幌延町災害廃棄物処理計画」について住民生活課長が説明しました。

参加者の皆さんからいただいたご意見、ご要望などについて、抜粋してご紹介します。

◆小中一貫教育について

小中一貫教育に向けた幌延町の取り組みについて説明しました。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

Q 幌延の小学校と中学校を施設一体型の小中一貫校とすることだが、問寒別の学校はどうするのか。

A 今のところ幌延地区だけで、問寒別小中学校はそのままとする。

Q 問寒別と幌延との格差は出ないのか。

A 委員会としては小さな学校も大切にしていきたい。今、幌延中学校と問寒別中

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

学校の英語の授業を、インターネットを使って一緒にやっている。

Aは一応小学校、中学校の代表の方となるが、組織は一つで一緒にやる。

◆幌延町空家等対策計画について

令和4年12月に策定した空家等対策計画について説明しました。

Q 空家の中でも再利用できるものとは？

A 再利用できるものがある。利用できるものは不動産屋さんなどに登録して、再利用も可能なのでは。

A 町でも空家バンク制度があり、全国的に発信しているが、不動産業者等を通すと更に広がる可能性はある。いろいろなご意見を参考にしながら検討していく。

Q 壊したほうが良いという場合もある。その家の人がかどうしたいか白黒つけてもらって壊すことになるのと思うが、持ち主がわからないとそのままになる。

A 解体については、原則として所有者がやらなくていい。所有者への働きかけ、所有者が分からないものの調査など、様々なケースに対応できるように調査を進めている。

◆町政全般について

Q 深地層の研究について、その後のことは何か考えているのか。

A 研究を実施する原子力機構においては、現在「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に沿って令和10年度を期限に技術基盤の整備完了に向けた研究開発を進めている。我々としては引き続き有意義な研究成果を出していただけるよう支援していく。

Q 深地層の研究施設の見学に行ったことがあるが、やはり放射能を入れてやらなくては、本来の研究施設にはならないのではないか。地下も地下水がかなりあつて、本当に研究の成果が出

ているのか非常に疑問だ。

A 幌延深地層研究計画については、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することとはしないこと等を定めた協定（三者協定）遵守のもと、地層処分における技術基盤の整備において有意義な研究成果が得られている。放射性廃棄物等を用いた研究については、茨城県東海村にある原子力機構の施設において行われており、幌延と東海の研究施設において、それぞれの役割のもと研究開発が進められている。



Q トナカイ観光牧場ノースガーデンのブルーポピーは少ししか咲いていない。また、花壇の雑草がすごい。Q コスモスやヒマワリなど、長く咲く花を道路脇に植えてはどうか。

A ブルーポピーは暑さに弱く、近年、特に夏の気温上昇が生育に悪い影響を及ぼしている状況。一方で、できるだけ長い期間、ブルーポピーの開花を見ていただけると、時期を分け植え付けをしている。ノースガーデンについては、岩場に花が咲いているイメージで作っているが、実際、雑草が多く魅力を十分に伝えることができていないことから、いただいたご意見も踏まえ、工夫・改善に努めていく。

Q 栄町の公営住宅はあと何年くらい使う予定なのか。

A 昭和45年建築の栄町の公営住宅については、将来的には取り壊すということで、空家になったら新規入居者は募集しないこととしている。

Q 栄町の公営住宅は4区画72戸あるが、16戸が空いている。例えば1区画を潰して、ごくくろ団地のような団地を建てる予定はないのか。

A 栄町の公住については、宮園団地への住み替えも進めており、1棟4戸が全部空いたら更地にして、今後どう整備するか決めていきたい。ただ、家賃が高くなるし、近隣と一緒に入居してもらおうのが一番良いと思うが、難しい。

Q 今年度実施したハイヤーの助成は、令和5年度もやるのか。高齢者はすごく喜んでいますが、ちよっと枚



数が足りない気がする。A 新年度の予算には、今年度と同じかたちで実施する予算組みをしている。

Q 基幹産業である酪農が危機的になってきている。

幌延町は将来に向けての基盤がしっかりできていない町としてもいろいろ支援対策や新規就農の受け入れ準備をしたりはしてくれているが、実際に新規就農にしても1組研修に入っているだけ。もっとあの手、この手で対策をしてほしい。

A 昨年から協力隊のシステムを活用しながら、新しい就農のスタイルを作ろうということ研修を進めている。全国から見ただけの媒体を使い、協力隊の募集をしている。今の1組だけで終わるのではなく、もう少しPRしながら引き続き募集にも力を入れていく。また、わが町は受け入れ体制が脆弱なため、教育が出来るような施設だったり、引き受けの出来る農場だったりを考えていきたい。

Q バイオマス産業都市構想のその後はどうなっているのか。

A 現在、ウクライナ情勢の悪化等による物価高騰が酪農業に深刻な影響を与えていることから、今、酪農家が設備投資をする時期ではないかと思っている。しかしながら、引き続き勉強会や講演会などにより、バイオマス資源の有効活用や環境負荷の低減について地域で勉強する機会を設けていきたい。また、国に対して、期成会等を通じてバイオガスピラントの整備・運営について、家畜ふん尿を活用した再生可能エネルギーの活用は持続可能な社会の構築にあたり有用であるとの考えのもと、補助等の充実に関する要望をあげている。

Q 問寒別の鉄道敷地横を鹿が横断し、畑の豆などを食べられて困っている。なにかよい方法はないか。

Q アライグマの檻を町から借りて捕獲しているが、檻が小さくて逃げられる。もう少し大きくしてほしい。

A アライグマの箱罠は、

来年度予算の中でもう少し大きいのを買い足す予定。鹿については、くくり罠をかけられる場所があればいいが、市街地なので難しい。少し検討させてほしい。

Q 雄信内地区に救急車を1台配備し、雄信内と問寒別のほうに少しでも早く救急車が対応できるように体制を消防組合でとれないか検討してほしい。

A 組合は羽幌町以下6町村で成り立っているが、それぞれの町のハード面、ソフト面の費用はそれぞれで負担している。救急車を配置となると、それだけでなく、車庫があったり、そこで寝泊まりする救急隊員だったりが必要となる。救急救命士などが3名いないとならないし、ローテーションがあるので3人ではすまない。ひとつの消防隊のようになるということで、その人件費などの経費を天塩町と折半するにしても相当な額になる。なかなか難しい話だが、天塩町とも相談はさせていただく。

令和5年度

まちの予算

予算総額 **72億2,380万6千円**

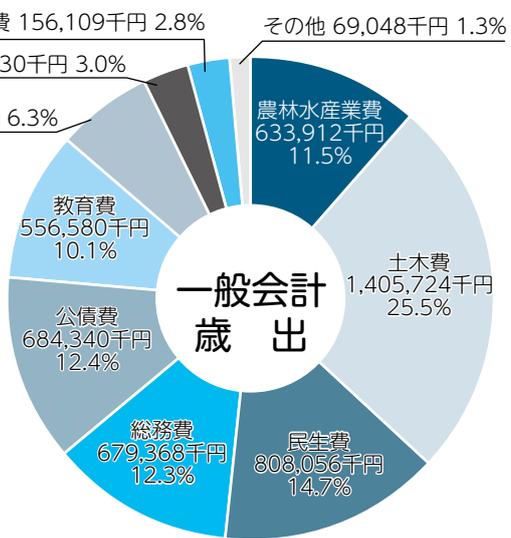
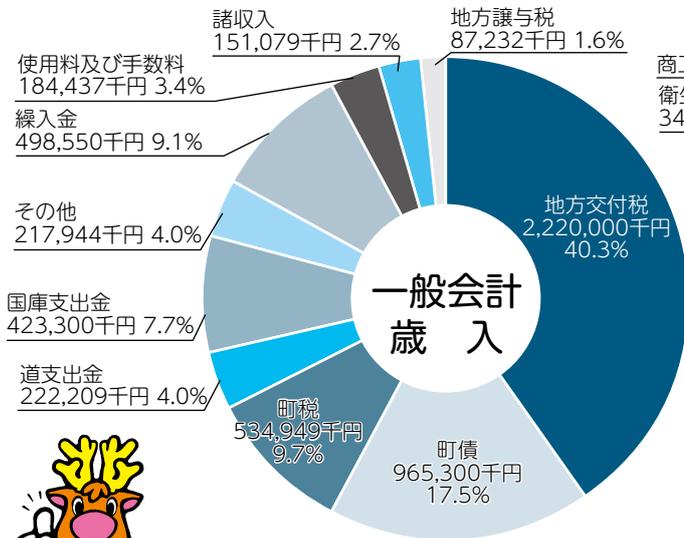
一般会計 **55億0,500万0千円**



令和5年度幌延町各会計の予算総額は、約72億2,380万6千円です。住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていただけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進するべく編成を行いました。

特に、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い、事業費で約3億3,800万円の予算を計上しています。

継続事業は事務事業評価による事業の点検と見直しを行い、消費的経費は極力抑制しました。また、投資的経費は産業振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実に重きを置くとともに、社会資本の長寿命化にも配慮し、今後見込まれる新たな投資事業については、事業実施前の構想段階において複合化や共用化等を含め、より多角的な調査検討を実施しながら精査していくこととし、予算編成を行いました。



まち・ひと・しごと創生総合戦略事業では、基幹産業である酪農業の振興のため、生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで、次世代に向けての生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳・肉用牛生産を図るため、幌延町強い農業・担い手づくり支援事業を実施する他、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援します。また、集落生活圏の機能維持を図っていくうえで、「地域づくりビジョン」を実現・推進するため、地域住民、企業、団体へのヒアリング調査等を通じて把握した様々な地域課題を解消する地域運営組織を形成するための検討や、住民の地域運営意識醸成に取り組めます。

令和4年度の予算総額と比較すると約11億3,000万円増額していますが、その主な要因は、橋梁長寿命化改修事業や町道幌延北進線をはじめとする道路改良事業等の事業量増加、また、新たに総合体育館自家用発電機等整備事業などの実施によるものです。

詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみとさせていただきます。

令和5年度 幌延町各会計予算

(単位:千円)

会計名	予算額
一般会計	5,505,000
公営事業会計	1,024,208
国民健康保険	353,827
国民健康保険診療所	394,684
後期高齢者医療	50,731
介護保険	224,966
公営企業会計	6,994,598
簡易水道事業	145,872
下水道事業	548,726
合計	7,223,806



まちの予算

今年度の主な事業

一般会計および公営事業会計等

色文字は今年度新たに取組む事業
(単位:千円)

一般会計

産業・地域振興センター運営事業	24,348
移住定住促進事業(民営賃貸住宅の建設費補助等)	22,130
移動科学館開催事業(おもしろ科学館屋外イベント)	3,424
空家等対策管理費	5,210
エネルギー関連情報収集事業(エネルギー関連施設見学会等)	15,382
深地層の研究等広報事業(広報イベント開催経費等)	1,525
幌延地圏環境研究所支援事業	3,244
幌延町企業立地促進奨励事業	2,000
ふるさと応援推進事業(ふるさと納税の返礼品経費等)	13,377
地域コミュニティ形成事業	13,572
集落支援活動運営事業	29,043
職員住宅補修事業	3,289
無人駅等維持管理経費	5,744
生活交通路線等維持費補助金	11,919
まちづくり事業補助金	3,000
協働のまちづくり活動支援事業補助金	2,000
幌延町まち・ひと・しごと創生事業(脱炭素関連講習会開催経費等)	1,177
地域おこし協力隊運営事業	21,391
地域公共交通運営事業	2,311
防犯対策費(特殊詐欺等防止対策機器購入費補助)	80
交通安全対策管理費(チャイルドシート購入費助成)	120
知事・道議会議員選挙費	1,487
町議会議員選挙費	8,965
社会福祉管理費(外国人介護福祉人材育成支援奨学金等、北海道総合在宅ケア事業団負担金(訪問介護))	3,500
市民後見人制度推進事業	7,831
新婚生活応援事業	1,500
婚活支援事業	1,000
冬の生活応援事業	2,678
高齢者等交通費助成事業	3,602
長寿祝い金支給事業	620
高齢者生活支援事業(除雪・給食サービス)	4,403
ホームヘルプサービス支援事業補助金	21,094
こぞくら荘支援事業	145,237
放課後児童クラブ運営事業	6,498
出産祝金及び養育手当支給事業	5,560
子ども・子育て支援事業計画策定事業	2,011
子ども・未熟児養育医療給付費	5,887
認定こども園管理費	47,478
問寒別へき地保育所管理費	6,599
子育て支援センター運営費	3,609
幌延町医療職員養成修学資金貸付事業	1,200
予防事業(各種予防接種経費等)	13,431
母子保健事業(妊産婦健診、不妊治療費等及び新生児聴覚検査助成)	3,186
保健推進事業(各種検診・いきいきプルビーポイント事業等)	6,751
出産・子育て応援事業	2,800
環境衛生管理費(葬儀バス運行、霊柩車利用支援等)	5,545
斎場改修事業(トイレ・控室バリアフリー化、火葬炉改修)	29,566
幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業	15,000
幌延町強い農業・担い手づくり支援事業	33,000
中山間地域等直接支払事業	67,188
担い手対策事業	500
多面的機能支払事業	7,860
幌延町生乳生産拡大事業(初妊牛購入費補助)	10,000
幌延町新規就農者支援事業	62
農業支援員活動事業	10,927
幌延町農業経営継承奨励事業	2,000
町営牧場管理費	61,333
問寒別地区草地畜産基盤整備事業	22,530
幌延町酪農ヘルパー補助事業	6,800
乳牛検定組合補助事業	2,750
生乳成分検査事業	1,102
幌延町家畜伝染病救済対策事業	1,300
幌延町草地生産性向上対策事業	3,375
農業施設補修事業	2,000
問寒別地区農業用水道施設改修事業	155,160
上幌延開進地区農業用水道施設改修事業	25,232

農業用水道施設改修事業	5,167
林業振興管理費(有害鳥獣及び特定外来生物駆除経費)	15,611
森林整備促進事業(民有林地調査等)	16,686
新生児誕生記念木製品贈呈事業	347
豊かな森づくり推進事業	11,137
町有林整備事業	18,510
幌延町商工会育成事業	11,876
地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業	11,400
幌延町中小企業融資事業	30,000
幌延町商工業等振興促進事業	23,000
幌延町商工業経営力強化実装支援事業	20,000
幌延町商工業人材育成支援事業	600
幌延町商工業雇用促進事業	2,900
幌延町商工業事業承継奨励事業	2,000
トナカイ観光牧場花壇管理事業	5,241
トナカイ観光牧場管理委託事業	21,421
ほろのべ名林公園まつり事業	7,128
トナカイホワイトフェスタ事業	1,142
トナカイ観光牧場補修事業	900
幌延町観光PR促進事業	544
幌延町・豊富町広域観光促進事業	1,000
食ブランド創出・まちの拠点計画調査事業	6,171
道路維持管理経費	84,852
道路除雪管理経費	173,334
町道舗装補修事業	19,921
建設機械整備事業	49,867
道路センター補修事業	6,160
町道上問寒10号線道路横断管改修事業	31,570
町道駅前仲通線道路改良事業(道路改良)	68,552
町道3条仲通線道路改良事業(道路改良)	40,707
町道元町1号線道路改良事業(舗装改良)	11,944
町道幌延北進線道路改良事業(道路改良)	127,627
町道中間寒嶺南線道路改良事業(舗装改良)	17,749
橋梁長寿命化計画策定事業	1,474
橋梁長寿命化改修事業	389,350
公営住宅管理費(ロスナイ取替、特公賃住宅家賃補助)	5,127
公営住宅長寿命化改修事業(宮園団地6号棟)	41,008
北留萌消防組合負担金(小型動力ポンプ付積載車購入費等)	152,104
防災対策事業(防災用備蓄品・感染症対策用品購入等)	2,539
情報教育研究推進事業(遠隔授業、学校ネットワーク更改等)	13,833
特別支援教育支援員配置事業	4,234
外国語教育推進事業	9,190
児童生徒学力向上支援事業(漢字・英語検定料補助、学習支援活動経費補助)	2,781
学校支援事業(地域おこし協力隊員の活用)	5,287
教員住宅補修事業(屋根、壁塗装補修)	4,169
幌延中学校改修事業	12,661
中学校教師用指導書等購入事業	97
成人教育振興管理費(舞台芸術鑑賞事業開催経費)	1,852
青少年教育振興管理費(自然体験、朝活等)	1,745
社会体育振興管理費(スポーツ大会、スポーツ教室等)	542
総合スポーツ公園改修事業(電気設備改修)	30,052
総合体育館自家用発電機等整備事業	127,337
給食センター管理費(給食用牛乳・地元食材等購入費補助)	2,000

(令和4年度から令和5年度への繰越事業)

公共交通対策管理費	11,121
幌延町民泊補修事業	4,950

公営事業会計等

国民健康保険診療所特別会計	医療機器等整備事業	12,430
	スプリンクラー整備事業	6,681
簡易水道事業会計	地方公営企業法適用化事業	2,772
	簡易水道施設改修事業	76,052
下水道事業会計	地方公営企業法適用化事業	1,848
	汚水樹設置事業	2,012
	下水道施設改修事業	297,075
	個別排水施設整備事業	13,679

統一地方選挙の投票日

北海道知事
北海道議会議員

4月9日(日)

幌延町議会議員

4月23日(日)

今年4年に1度の統一地方選挙の年です。

選挙の中でも、特に身近な北海道知事や北海道議会議員、そして幌延町の議会議員を決めるこの選挙は、私たち主催者の意志を、道政や町政に反映させるための大事な選挙です。

私たち一人ひとりが、誰からも強制されることなく、強い自覚を持って、清潔で公正な明るい選挙を実現しましょう。



それぞれの選挙で投票することができる人

今回の選挙で選挙権を有するには、日本国民であること他に、次の条件を満たして幌延町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

知事・道議会議員選挙

■平成17年4月10日までに生まれた方。

■引き続き3カ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に幌延町に居住している方。

(令和4年12月22日(北海道議会議員選挙は令和4

年12月30日)以前に転入届を提出して住民票が作成された方。)

★幌延町の選挙人名簿に登録されている方のうち、転出により北海道内の他の市町村に移転して引き続き居住しているが、移転から3カ月を経過していないために居住する市町村の選挙人名簿に登録されていない方は、移転先の市町村で交付される証明書を提示いただくか、住民基本台帳ネットワークシステムで確認を受けることで、幌延町において投票することができません。

幌延町議会議員選挙

■平成17年4月24日までに生まれた方。

■引き続き3カ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に幌延町に居住している方。(令和5年1月17日以前に転入届を提出して住民票が作成された方。)

期日前投票制度および不在者投票制度

投票日に仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票制度又は不在者投票制度を利用することができます。

◆期日前投票制度

投票日前でも投票日と同じように投票を行うことができます(投票用紙を直接投票箱に入れることができます)制度です。町内2カ所で実施しますが、それぞれの投票所で投票できる期間や時間が違いますのでご確認ください。

なお、期日前投票を行うには、期日前投票を行う日において満18歳以上であることが必要です。

幌延町役場期日前投票所

■場所
幌延町役場

■期間

- ①知事／3月24日(金)
 ／4月8日(土)
- ②道議／4月1日(土)
 ／4月8日(土)

③町議／4月19日(水)
 ／4月22日(土)

■時間

午前8時30分
 ／午後8時

問寒別生涯学習センター 期日前投票所

■場所

問寒別生涯学習センター

■期間

- ①知事／4月6日(木)
 ／4月8日(土)
- ②道議／4月6日(木)
 ／4月8日(土)
- ③町議／4月20日(木)
 ／4月22日(土)

■時間

午前10時～午後4時

◆不在者投票制度

仕事の都合や病気の場合に、幌延町以外の市町村選挙管理委員会や病院などにおいて投票することができるとの制度です。

■場所

幌延町以外の市町村選挙管理委員会または不在者投票施設として登録された病院など

※遠隔地における不在者投票の手続は郵送で行うこととなります。投票用紙の請求など、速やかに手続をしないと投票日に間に合わないことがあります。ですのでご注意ください。

このような投票は無効となります！

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の紙（入場券、メモ用紙、名刺など）に候補者の氏名を書いて投票したもの。
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの。
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの。
- ▼候補者の氏名を自書していないもの。（ゴム印を使用したものなど）

選挙事務に関する詳細については、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

投票区	投票所	投票時間
第1	問寒別生涯学習センター	午前7時～午後5時
第2	幌延町総合体育館	午前7時～午後7時
第3	下沼寿の家	午前8時～午後4時
開票区	開票所	開票時間
幌延町	幌延町総合体育館	午後8時～

お問い合わせ先
選挙管理委員会
(総務財政課内)
電話
5-1111
告知端末機
5-8811

所有者不明の猫の引取りお断りについて

●所有者不明の猫の引取りをお断りする場合があります

北海道では、動物の愛護および管理に関する法律の改正に伴い、飼い主不明の猫（野良猫、外飼猫）の引取りをお断りできるようになりました。稚内保健所では原則飼い主不明の猫を引取らないこととしたため、幌延町でも保健所の引取り基準を満たさない猫については引取りを行わないこととしましたので、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

●町民の皆さまへのお願い

- 外にいる猫を捕獲して持ち込みはしないでください
→誰かの飼い猫かもしれません。
- 生まれたばかりの子猫を持ち込まないでください
→子猫は母猫なしでは飼育が困難で簡単に死んでしまいます。むやみに母猫から子猫を引き離さないようにしましょう。
- エサを与えないでください。
→エサがあれば猫たちは集まり、繁殖します。外にいる猫がかわいそうと思っても、安易な気持ちでエサをあげるのはやめましょう。



●負傷した猫は、猫の生命と安全を確保するため保護できる場合があります。

交通事故などで負傷した猫、病気で衰弱している猫などを発見した場合は保護できる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 北海道宗谷総合振興局環境生活課 電話 0162-33-2922
稚内保健所 電話 0162-33-3707
住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

の 紹 介



児 童 手 当

児童手当制度は、児童を養育している家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

生まれた日の翌月から15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。

なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますのでご注意ください。

また、令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、令和4年6月分から、児童を養育する方の所得が『所得上限限度額』以上の場合には児童手当は支給されません。児童手当が支給されなくなった後に所得が所得上限限度額を下回った場合には、その事実を知った日の翌日から15日以内に認定請求手続きが必要となります。

◆ 支給額（月額）

①所得制限限度額未満の方

- ・ 0歳～3歳未満 **15,000円**
- ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) **10,000円**
- ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) **15,000円**
- ・ 中学生 **10,000円**

②所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方

- ・ 児童の年齢に関係なく一律 **5,000円**

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

所 得 制 限

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得上限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1200.0
4人	774.0	1002.0	1010.0	1238.0
5人	812.0	1042.0	1048.0	1276.0

◆ 支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

障 害 児 福 祉 手 当 ・ 特 別 障 害 者 手 当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し支給され、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設および障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

	～5年3月	5年4月～
障害児福祉手当	14,850円	15,220円
特別障害者手当	27,300円	27,980円

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給期日 毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、役場保健福祉課福祉グループ（電話5-1113）へお問い合わせください。



各手当制度

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ◎父母が婚姻を解消した児童 | ◎父又は母が死亡した児童 |
| ◎父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 | ◎父又は母が生死不明の児童 |
| ◎父又は母が1年以上遺棄している児童 | ◎父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 |
| ◎父又は母が1年以上拘禁されている児童 | ◎婚姻によらないで生まれた児童 |
| ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童 | |

※ ただし、次のような場合は手当を受けることができません。

①児童が、

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
- ハ. 母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）

②父母または養育者が、

- イ. 日本国内に住所がないとき

◆ 支給額（児童1人月額）

	～5年3月	5年4月～
全部支給	43,070円	44,140円
一部支給	43,060円～10,160円	44,130円～10,410円

※ 児童2人目は月額10,420円、3人目以降は児童1人につき月額6,250円が加算されます。

※ 受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止又は全部停止となります。

◆ 支給期日 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設などに入所している児童などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

障害等級	～5年3月	5年4月～
1級	52,400円	53,700円
2級	34,900円	35,760円

※ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給期日 毎年4月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。

お問い合わせ先：保健福祉課 福祉グループ

幌延町移住・定住促進 各種事業

幌延町定住促進持家住宅建設等奨励事業

定住人口の増加を図るため、持ち家住宅の新築、改修および取得に対する費用について補助します。

○ 対象要件

- ・ 町内に住所を有する方、またはこれから居住しようとする方（個人）
- ・ 申請者自身が居住する住宅であること
- ・ 公租公課に滞納がない方
- ・ 暴力団員その他住民生活を脅かす恐れのある団体の構成員でないこと
- ・ 建設などに要する費用（税抜き）が100万円以上であること
（改修工事は50万円以上）
- ・ 必要な資格などを有する者が施工すること など

○ 補助金額

建設等に要する費用（税抜き）の20%以内

限度額 新築：300万円 改修：150万円 取得：100万円

※ 町内に本店または支店のない建設業者が施工する場合

限度額 新築：240万円 改修：120万円



幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業

民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備を図るため、民営賃貸住宅の建設工事費を助成します。

○ 対象要件

- ・ 賃貸住宅を新築する方（個人または法人）
※ 町内に居住または町内に本店か支店の住所がある場合に限る
- ・ 公租公課に滞納がないこと
- ・ 暴力団員でないこと
- ・ 新築する賃貸住宅が1棟当たり2戸以上の長屋または共同住宅であること
- ・ 毎月家賃が建設工事費を建設戸数で除した額の1,000分の5.5を超えないこと など

○ 助成金額

(1) 町内業者が施工する場合

建設工事費（税抜き）の30%以内

1戸当たりの限度額 1LDK（床面積40㎡以上）200万円

2LDK（床面積50㎡以上）300万円

(2) 町外業者が施工する場合

建設工事費（税抜き）の20%以内

1戸当たりの限度額 1LDK（床面積40㎡以上）130万円

2LDK（床面積50㎡以上）200万円



◆いずれの事業も**工事着手または取得前**に申請が必要です。
活用を検討される方は、事前に下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先：企画政策課 企画政策グループ 電話：5-1114 告知端末機：5-8814

令和5年度から企業立地促進に向けた新制度を開始します

幌延町企業立地促進奨励金制度

本町産業の振興を図るため、幌延町内への企業立地に伴う事業所等の新設に対して、奨励金を交付します。

- **交付対象** 令和4年4月1日以降、町内に事業所等を有しない者が町内に新たに事業所等を設置し、幌延町への個人町民税または法人町民税納税義務者となる要件を具備する者
- **奨励金の額等** 事業用固定資産の取得価額の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が500万円を超える場合であって、本町の振興に資すると町長が認めるときに、当該事業用固定資産に対し課税された固定資産税額の範囲内で町長が定める額（100万円を限度）
- **交付期間** 町が事業用固定資産に係る固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から3か年度
- **その他** 奨励金の交付を受けるためには、町への申請が必要です。詳細は、下記担当へお問合せください。

幌延町まちづくり各種補助制度

幌延町まちづくり事業補助制度

個性的で活力あるふるさとの創生を図るため、まちづくりに役立つ事業に対して補助金を交付します。

- **補助対象**
個人、団体、中小企業者など幌延町に住所を有する者（予定者も含む）
- **補助対象事業**

事業	補助対象者	事業内容	補助限度額
産業・経済福祉振興事業	中小企業など	町の産業の活性化、地域福祉の向上に役立つもので、新規性を有する事業 ア. 調査・研究事業 イ. 施設・設備事業	ア. 150万円 イ. 融資償還元金2/3以内 で年200万円 (総額1,000万円)
地域活動事業	団体および個人	歴史、芸術およびスポーツなどの振興事業	150万円
生活環境整備事業	団体および個人	環境、景観づくりに資する事業	150万円
人材養成事業	団体および個人	リーダー養成、研修会の開催による交流事業など	20万円～40万円
イベント等創造事業	団体	魅力あるイベントやお祭りなどの創造事業	150万円
町内会館整備事業	町内会	町内会館の整備事業	800万円

- **補助金額** 補助対象経費の3分の2以内
- **申請期間** 申請事業を実施する年度の4月1日から11月30日まで
- ◆ **これまでの補助金交付実績** トナカイ調剤薬局整備事業（産業・経済・福祉振興事業）、農家看板制作事業（生活環境整備事業）、JICAボランティア帰国報告会（人材養成事業）、幌延よさこい祭開催事業（イベント等創造事業）、町内会館整備事業（町内会館整備事業）

幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助制度

協働のまちづくりを進めるため、町民が行う公益的・公共的な活動に対し補助金を交付します。

- **補助対象**
・町内在住または町内で勤務する20歳以上の方で組織された団体（3名以上）
・営利を目的としない ・町税などの滞納がない
- **補助対象事業**
・町民が自由に参加でき、公共サービスを受けられる事業
・町内で行う公益性・公共性のある事業
- **補助金額** ※ 参加者負担金など、その他収入は補助対象経費から控除する。

補助対象経費	補助率	加算額
30万円未満	10/10	—
30万円以上50万円未満	7/10	9万円
50万円以上100万円	6/10	14万円

- **申請期間** 申請事業を実施する年度の4月1日から1月31日まで
- ◆ **過去3年間の補助金交付実績**
令和2年度 なし
令和3年度 秘境牛商品および幌延町の魅力発信事業
令和4年度 秘境牛商品および幌延町の魅力発信事業

申請・お問い合わせ先: 企画政策課 企画政策グループ 電話 5-1114 告知端末機 5-8814

をご活用ください。

ため商工会の会員事業者様へ向けて、各種補助事業を実施しています。

幌延町商工業雇用促進補助金（令和6年度末まで）

従業員を新たに雇い入れた町内事業者に対し、補助金を支給します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象要件】

- ・経営力向上計画を策定し、幌延町商工会の認定を受けた者
- ・新たな従業員（65歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日前1年間の最総常用労働者数を、新規に雇用した日の総常用労働者数が上回っていること
- ・雇用日以後1年間、最多常用労働者数を超過していること
- ・雇用者が事業主の2親等以内の親族でないこと など
- ・雇用者は、雇用保険の対象となる者（パート、アルバイトなども含む）

【補助率・補助金額】

①雇用促進相当分

1人につき3年間で90万円（1年目：30万円、2年目：30万円、3年目：30万円）

※ 申請時の従業員の退職などにより従業員数が減少した場合、別に新たな従業員を雇用し、最多常用労働者数を維持できていれば、2年目以降の補助金を交付します。

②移住支援相当分

1人につき10万円（雇用者が町外から移住し、住民登録をした場合補助金を交付します）

幌延町商工業人材育成支援補助金（令和6年度末まで）

従業員（65歳以下）に取得させる資格などに係る費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費】

①業務に関係する資格取得のための受験料または受講料（テキスト代を含む）

②旅費（1日2,300円、20日間を限度）

◆対象外事業となるもの

- ・飲食費、消耗品費、通信運搬費
- ・補助対象経費が5万円に満たないもの
- ・普通自動車第一種免許、普通自動二輪免許、原動機付自転車免許 など
- ・このほか、資格取得を要さない講習などについて、本事業の対象とならない場合があります

【補助率・補助金額】

補助対象経費の50%

限度額：20万円

【申請回数】

補助金の申請については、限度額を上限に複数回可能です。

各種補助金詳細は、幌延町ホームページからご覧いただけます。

◇いずれの補助金も、事業着手または取得の前に申請が必要です。
活用を検討される方は、事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：幌延町商工会 電話・告知端末機 5-1428

幌延町役場企画政策課企画政策グループ 電話 5-1114 告知端末機 5-8814

商工業各種補助金

「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、商工業の振興を図る

幌延町商工業等振興促進補助金（令和6年度末まで）

施設に関わる各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費・事業】

- ①営業上必要となる施設の新築・改修・取得費用（施設工事に付随する）・設備備品の取得費用
- ②従業員を確保するための社宅、宿舍、寮などの改修費用

【補助率・補助金額】

- ①施設の新築・改修・取得について
 - 施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の50%以内（限度額：1,000万円）
 - 施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の40%以内（限度額：800万円）
- ②社宅などの改修について
 - 施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の30%以内（限度額：200万円）
 - 施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の25%以内（限度額：160万円）

幌延町商工業経営力強化実装支援補助金（令和6年度末まで）

事業の用に供する機械設備などの取得費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費】

機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の購入費（1機械設備など30万円以上）

◆車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。

ただし、事業の目的に合うと認められる場合は、事業専用割合などを考慮して決定します。

◆中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

【補助率・補助金額】

補助対象経費の50%

【限度額】

- ①創業、第二創業、新事業展開：500万円
- ②既存商工会員・商工会未登録事業者：200万円

◆申請回数について

事業者1つにつき限度額に達するまで申請が可能です

【その他】

- ・取得した機械設備などは、5年を経過するまで売買、譲渡、貸付、付与などしてはいけません。
- ・補助対象機械設備などに係る必要な調査に対して、協力しなければいけません。

幌延町商工業事業承継支援事業奨励金（令和6年度末まで）

町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営を後継する者に対して、奨励金を交付します。

【交付対象者】

- ・町内に在住する20歳以上の者で、商工業経営を後継する者
- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと

【主な対象要件】

- ・譲渡人は事業承継時において、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有する者または、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有していた実績があり、廃業から1年を経過していない者
- ・譲受人は奨励金の申請時において、町内に住所を有する者
- ・承継後5年以上継続して事業を営もうとする者

【奨励金の額】

1人につき100万円 ※ 奨励金の交付は、同一人につき一回限りとします

【申請期間】

毎年度4月1日から3月31日まで

【その他】

奨励金交付後5年以内に廃業となった場合、廃業日に応じ当該奨励金を返還することに同意すること

「地下の研究現場から」第34回－化石海水の三次元分布を知る(その2)



私たちの行っている研究について、広くご理解いただくために幌延町広報誌「ほろのべの窓」の誌面をお借りして町民の皆さまをはじめ、ご愛読者さまに研究内容についてご紹介させていただきます。

地層処分では、放射性物質が地下水の流れとともに移動するのを抑えるため、地下水の流れが遅い場所を把握する技術が必要となります。そこで幌延深地層研究センターでは、地下水の水質に着目して、地下水の流れが遅い場所を把握するための研究を進めています。

下の図は、これまでの研究で推定した、地下施設周辺の地下水の酸素同位体比^{*1}の分布です。酸素同位体比が高い領域（赤色の部分）には、化石海水（2022年3月号参照）が存在し、酸素同位体比が低い領域（青色の部分）には、地上に降った雨や雪が地盤に浸透した地下水が存在すると推定できます。地層が堆積した数百万年前から現在まで化石海水がその場所に留まっているということは、その場所の地下水の流れが非常に遅い、ということになります。このように、水質をもとに、地下水の流れが遅い場所を推定することができます。

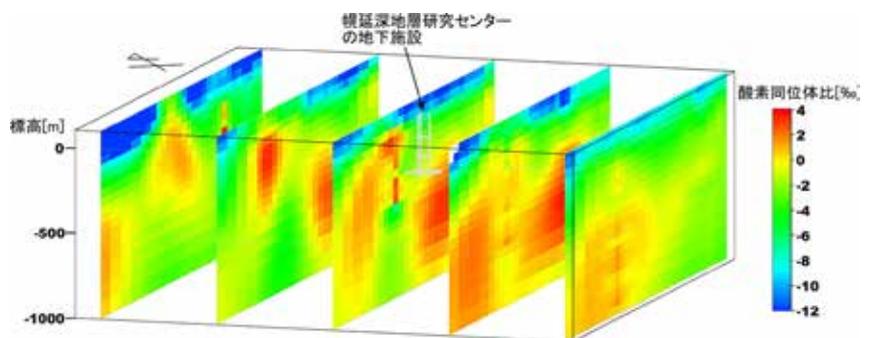
化石海水の分布の調査手法には、電磁探査（2023年3月号参照）とボーリング調査があります。電磁探査は、化石海水の存在を間接的に示す電気抵抗率（岩盤中の電気の通しやすさを表す指標）が得られ、一度の調査で三次元分布を推定することができます。一方で、ボーリング調査では、採取した地下水の酸素同位体比などの水質を分析することで、化石海水かどうかをより正確に判別できますが、調査地点での深度方向の分布しか得られません。では、ボーリング調査のデータがない地点の水質はどのように推定できるのでしょうか？

その答えは、クリギング^{*2}という解析手法です。この手法では、距離が近ければ近いほど地下水の水質は似ているだろう、という関係を利用して、少ないデータから広い範囲の水質を推定できます。これまでの研究結果から、ボーリング調査で得られた地下水の分析結果に加えて、電磁探査で得られた電気抵抗率を組み合わせることで、これまでの手法よりも、地下水の水質が精度良く推定できる可能性があります。

* 1 水は水素原子と酸素原子からできていますが、水素と酸素の中には重さの異なる原子（同位体）が存在します。

重い酸素と軽い酸素の割合を酸素同位体比と言い、標準海水との違いを千分率（%：パーミル、千分の1単位）で表します。

* 2 クリギングは、観測データをもとに、未知の地点の値を推定する解析手法のひとつです。観測データ間の類似性と距離の関係を数式で表します。この数式を使ってデータ間の距離に応じた重みを計算し、未知の地点での値を推定します。



図：地球統計学的手法により推定した酸素同位体比の分布の例
三次元分布から5つの断面を切り出して表示しています。

お問い合わせ先：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター：電話・告知端末機 5-2022 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>

ゆめ地創館：電話・告知端末機 5-2772 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/yumechisoukan/index.html>

広報調査等交付金事業

地域おこし協力隊

通信

VOL.88

観光振興担当 貞廣拓哉隊員



早いもので地域おこし協力隊として幌延町へ移住してから3年が経過しました。こんにちは、地域おこし協力隊の貞廣です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、思い描いていた協力隊人生とは少し異なってしまいましたが、そんな状況下でも私にできることをやろうと思い、幌延町商工会さまの協力を通じて町内飲食店のテイクアウト情報チラシの制作や、サロベツ原野の湿原観察情報の定期発信、映像制作のスキルを活かしてYouTube動画の制作、テレビ出演がきっかけで始まった広尾町とのクリスマスコラボなど、さまざまなことに挑戦させていただきました。決して無駄な3年間ではなく、とても濃い日々を幌延町で過ごすことができました。



令和5年度もどうぞよろしくお願いいたします!



3月22日(水)に開催された地域おこし協力隊活動報告会にて、来年度も引き続き幌延町地域おこし協力隊として活動することを発表させていただきました。総務省の特例措置により最長2年の延長期間が設けられ、私はその延長期間で「もっと多くの人にサロベツ原野の魅力を伝える」という目標を元に活動し、これからは幌延ビジターセンターを拠点にしてサロベツ原野のPRに尽力していきます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

集落支援担当 中井正幸隊員



4月をむかえようやく冬の終わりが見えてきた今日この頃。昨年のクリスマス時期の大雪のときは、こんなペースで降っていたらどうなっちゃうのだろうと怯えていましたが、どうにかなるものですね。

協力隊に着任する前におためし協力隊として初めて問寒別を訪れたときに-20℃という洗礼を受けて、問寒別はとんでもないところだと思ったあの日。そんな気温でもなんととも思わなくなっていたら今年の冬はナント-32℃越え。これには流石

に驚きと共に生きている実感を得ました。後にも先にもこんな寒さを体験することはないのではと思いました。

雪解けがすすみ、わかりやすくハイテンションで散歩をする愛犬。ウォーキングを再開される方。山菜とりの話をされる方。冬季間お休みしていた各団体のお楽しみ会なども始まり、徐々に顔をあわせ「元気にしてたかい?」と会話を弾ませることもしばしばです。

なにげない日常の中で巡る季節を楽しむ一コマでした。



雪解けが進んだ問寒別

4月、5月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習(2時間)	優良運転者講習(30分)	普通運転者講習(1時間)	違反運転者講習(2時間)
4月4日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00~		
4月15日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00~	14:00~	15:30~
5月9日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00~	13:00~	13:45~	15:00~
5月10日(水)	幌延町消防2階		18:30~		

令和5年度 自衛官等採用試験のお知らせ

●自衛隊幹部候補生(一般)大卒程度試験

受験資格：令和6年4月1日現在、日本国籍を有し、22歳以上26歳未満の者

受付期間：令和5年3月1日(水)～4月14日(金)

1次試験：令和5年4月22日(土)および23日(日)

試験会場：陸上自衛隊旭川駐屯地

●一般曹候補生

受験資格：日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上32歳以下の男女

受付期間：令和5年5月9日(火)まで

1次試験：令和5年5月20日(土)もしくは21日(日)

試験会場：陸上自衛隊旭川駐屯地

●自衛官候補生

受験資格：日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上32歳以下の男女

受付期間：年間を通じて行っております

1次試験：受付時にお知らせします

試験会場：受付時にお知らせします



お問い合わせ先：自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所(稚内市末広5丁目6番1号) 電話 0162-33-1227

令和5年度 調理師試験のお知らせ

●試験日時

8月29日(火) 13時30分～16時

●試験地

稚内市

●受験資格

高等学校入学資格を有するもので、2年以上調理業務に従事した者

●受験願書受付期間

5月8日(月)～5月19日(金)

●提出書類

- ・調理師試験受験願書 1部
- ・調理師試験受験者整理カード 1部
- ・調理師試験入力通知書

その他、詳細につきましては下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先：北海道稚内保健所 電話 0162-33-2989

旭川地方法務局からのお知らせ ～ウェブ登記手続案内の開始について～

旭川地方法務局では、土地・建物の相続登記や会社・法人の設立登記などの各種登記申請手続きについて、事前に予約制により電話などでご案内していますが、この度オンラインサービスを活用した「ウェブ登記手続案内」を開始しました。ウェブ登記手続案内をご利用いただくことで、法務局にお越しいただくことなく自宅などでパソコンやスマートフォンの画面を通して担当者から登記手続きに関する説明を受けることができます。

事前準備や予約の方法などは、旭川地方法務局ホームページをご確認ください。
旭川地方法務局ホームページ：<https://houmukyoku.moj.go.jp/asahikawa/>



お問い合わせ先：旭川地方法務局登記部門 電話 0166-38-1161

気 象 台 一 口 メ モ

花粉の季節がやってきました

寒い冬が終わり、4月に入ると日最高気温が10℃を超える日が出てきます。また、桜の開花をはじめ動植物の活動が活発となり、楽しみが多い季節ではないでしょうか。が、一方で、花粉症の方にとっては辛い時期でもあります。

気象台では花粉の観測は行っていませんが、北海道立衛生研究所によって観測が行われており、稚内市では例年4月下旬から6月上旬にかけてシラカバの花粉が多く飛散しています。花粉は4月中旬に気温の高い日が続くと多く発生し、飛散量は湿度が低くなること、風が強まることにより多くなるようです。春は空気が乾燥しやすく、また風の強い日も多いため、正に花粉の季節と言えます。今年の花粉の飛散傾向予測は、北海道立衛生研究所の情報をご覧ください、日々の飛散については毎日の天気予報を確認して対策をとってください。

ついぞと言ってもは何ですが、春は黄砂がやって来る季節でもあります。こちらは気象庁ホームページで3日先までの予測動画が見られますのでご活用ください。

(<https://www.data.jma.go.jp/env/kosa/fcst/>)



お問い合わせ先：稚内地方気象台 電話 0162-23-2679

令和6年歌会始のお題と詠進歌のお知らせ

歌会始とは

人が集まって共通の題で歌を詠み、その歌を披露する会を歌会といいます。

「歌会始」は、毎年1月に宮中で行われ、広く一般から詠進（自作の短歌）する国民参加の文化行事です。

お題 和

※「和」の文字が詠み込まれていればよく、「平和」、「調和」、「和服」のような熟語にしても、また、「和らぐ」、「和む」のように訓読しても差し支えありません

詠進歌の詠進要領（概要）

- ・詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- ・用紙は半紙（習字用）とし、毛筆で自筆してください。書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別、職業を縦書きで書いてください。無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。なお、主婦の場合は「主婦」と書いても差し支えありません。

病気や身体の障がいのため自書することができない場合は、代筆やパソコンの使用も可能です。視覚障がいの方は点字で詠進しても差し支えありません。

郵便の宛先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に詠進歌と書き添えてください

詳しくは宮内庁ホームページの

詠進要領をご確認ください。

<https://www.kunaicho.go.jp/>





まちの話題

2月23日(木)

うちが1番!白熱のチーム対抗フットサル大会

幌延町教育委員会主催による町民フットサル大会が、総合体育館で4年ぶりに開催されました。小学生から大人までの約60人がチーム対抗で優勝を争い、大熱戦が繰り広げられました。

シュートを打つごとに歓声が沸き、会場は選手、観客共に大盛り上がりでした。



2月18日(土)

新記録を目指せ!町民スキー大会

2月18日に東ヶ丘スキー場で町民スキー大会が開催され、参加者たちは力を十分に発揮しゴールまでの滑走タイムを競いました。

また、親子によるソリ競技もあり、会場は応援や歓声、親子の楽しむ笑い声などで溢れました。



2月15日(水)

特殊詐欺防止啓発活動

2月15日に稚内信用金庫幌延支店で、天塩警察署による特殊詐欺防止啓発活動が行われました。

この活動は近年増加傾向にある、お年寄りなどを狙った特殊詐欺を未然に防ぐための取組みで、来店した方々への啓発グッズ配布や、信金職員が老人に扮した幌延駐在所長と実際のケースを想定した対話を行うなど訓練の様子が見られました。



3月2日(木)

幌延・問寒別郵便局による地域貢献

昨年に引き続き、幌延・問寒別郵便局から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェットティッシュ500個が町へ寄贈されました。

寄贈されたウェットティッシュは町の窓口にて備え置いておりますので、ぜひご利用ください。



3月1日(水)

校歌プロジェクト贈呈式

3月1日にNPO法人奏楽による校歌プロジェクト贈呈式が行われました。このプロジェクトはコロナ禍により授業などで校歌を歌う機会が減り、歌詞を知る機会が減ってきている子どもたちのためにアンサンブルグループ奏楽のメンバーが演奏し収録した校歌をCD、DVDにして子どもたちにプレゼントしていただくというものです。

奏楽の皆さま、ありがとうございました。



2月26日(日)

佐藤組株式会社による地域貢献

2月26日に稚内市の佐藤組株式会社による、役場庁舎玄関屋根部の雪下ろしが行われました。毎年玄関屋根部については落氷雪の危険があるため役場職員により雪下ろしを行っておりましたが、今回、地域貢献の一環として、ご協力いただきました。

佐藤組の皆さま、ありがとうございました。



令和5年度の国民年金保険料は 月額16,520円 です。

国民年金の保険料は毎年度改定されており、令和5年度は前年度より70円引き下げられました。納付方法は納付書による現金納付の他に、口座振替やクレジットカード等による納付があります。現金納付の場合は令和5年4月3日から順次1年分の納付書が発送され、口座振替による納付をしている場合は4月下旬に口座振替額通知書が発送されます。

毎月翌月末が保険料の納付期限ですので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納め忘れないようにしましょう。

保険料の納付方法

○口座振替 (50円割引)

- ・毎月月末に引き落とされます。(末日が休業日の場合は翌営業日)
- ・各金融機関、役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
- ・手続きの際は、基礎年金番号、口座番号のわかるもの、通帳に使用している印鑑が必要です。

○クレジットカード (継続納付)

- ・クレジットカードにより定期的に納付します。
- 前納も可能です。(前納額は現金払いと同様※詳細は令和5年2月広報または年金機構のホームページをご覧ください)
- ・役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
- ・手続きの際は、基礎年金番号のわかるもの、クレジットカード、同意書(カードの名義人が異なる場合)が必要です。

※ 口座振替・クレジットカード納付の申込用紙は年金事務所や役場の窓口に備え付けている他下記URLからもダウンロード(PDF)できます。

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.html>)



○納付書

- ・金融機関、コンビニエンスストア、電子納付などで納めてください。
- ※ 電子納付(インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキング、ATMでの納付)

インターネットバンキング等については、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法についてはご利用になる金融機関にお問い合わせください。

※ pay-easy(ペイジー)による納付

お手持ちのスマートフォンやパソコンで納付することができます。

詳細はこちら (https://www.pay-easy.jp/what/bill/kokumin_nenkin_promotion/)



○スマートフォンアプリ

令和5年2月20日からスマートフォンアプリで電子決済での納付ができるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

- ①納付書
- ②スマートフォン
- ③決裁アプリ

◇対象決裁アプリ

○au PAY ○d払い ○PayB ○PayPay

詳細はこちら (<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html>)



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

注:保セ=保健センター/子セ=子育て支援センター
老セ=老人福祉センター

1	土	
2	日	
3	月	こども園入園式 10:30～
4	火	問寒別へき地保育所入所式 10:00～ ウォーキングラリー受付開始
5	水	
6	木	各学校入学式 すくすく健診 13:00～(保セ)
7	金	【問寒別出張診療日】
8	土	
9	日	
10	月	【心療内科・精神科診療日】 年齢別ひろば(妊婦さん・つぼみ) 10:30～11:30(子セ)
11	火	年齢別ひろば(めばえ・わかば) 10:30～11:30(子セ)
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	

16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	春の全道火災予防運動(30日まで) 火災予防パレード (幌延10:30～、問寒別13:30～) 福寿会健康相談 13:30～(老セ)
21	金	親子サロン 10:30～11:30(子セ)
22	土	
23	日	
24	月	【心療内科・精神科診療日】
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	昭和の日
30	日	

『春の全道火災予防運動』

1. 実施期間
4月20日(木)～4月30日(日) 11日間

2. 統一標語
「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

◎この運動は、火災が発生しやすい季節を迎え、火災により高齢者を中心とする死傷者の発生を減少させるため実施しています。火災から身の安全を守り、貴重な財産を失わないためにも、日頃から火気の取扱いなどに十分注意しましょう。

北留萌消防組合消防署幌延支署 電話 5-1159

■お悔み申し上げます
丹羽 達雄さん(76歳) 字問寒別
小笠原 義明さん(75歳) 字幌延
市橋 敬三さん(92歳) 字幌延
小川 政明さん(85歳) 1条北2

☆お誕生おめでとう
本田 瑠奈ちゃん(父誠人) 1条北1

戸籍の窓

2月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
丹羽 紀子さん(夫) 字問寒別
市橋 征子さん(夫) 字幌延
小川 十美雄さん(父) 字開進

ご寄付ありがとうございます
ありがとうございます

2月

わが家のエンジェル



さいとう 雄斗くん

令和4年7月21日生(栄町)
お父さん 徹さん
お母さん 香織さん
第三子ゆつとです。
「えへっ」と笑う顔にいつも癒されています。
つかまり立ちが始まり、いつ走り出すのかとワクワク。
元気にすくすく育つてね。



おかもと 小夏ちゃん

令和4年7月19日生(一条北)
お父さん 太郎さん
お母さん 優菜さん
初めまして。私の名前は小夏です。夏の太陽のように明るく元気に育っています。
バナナが大好きで今はハイハイの修行中。
パパの子守唄で眠れないことが、最近の悩みごとです。



ふじかど 音羽ちゃん

令和4年7月2日生(宇幌延)
お父さん 信一さん
お母さん 美穂さん
わが家の第三子、音羽です。待望の女の子で家族みんな音羽にメロメロです。ハイハイで追いかけて手をしたり、音楽に合わせて手を動かしたりして遊ぶことが好きです。元気にいっぱい育つてね。

幌延町ゼロカーボンシティ宣言について

幌延町では、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、豊かな自然を次世代に繋ぐため、令和5年3月9日開会の第2回幌延町議会定例会において、「幌延町ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。



二月定例俳句会作品

幌延ほおずき俳句会

地吹雪の人馬稼げり草創期 横山 貞雄

吹雪止み風通る道示したり 富樫とも子

蒼天の星月凍てる空のあり 田中 順子

地吹雪に埋るる小さき駅ひとつ 小玉 利治

火煙りとなりて吹雪の終列車 田中 徹男

マイナンバーカード 出張申請受付

企業や団体の希望があれば、職場や集会所などへ出向いて受付しますので、ぜひご連絡ください。

お問い合わせ先
住民生活課住民グループ 電話 5-1112

ほろのべの裏窓

長い冬が終わりを迎え、いよいよ新年度が始まるうとして、いよいよ卒業式などが終わり、これから入学シーズンです。新入生・新社会人の皆さん、心の準備はできていますか？自分の夢や目標に向かって頑張ってくださいませよ。

さて、早いもので、広報担当となつてから3年が経過しました。2020年5月号から2023年4月号の広報誌の読み応えはいかがでしたか？私なりに分かりやすい文章表現やレイアウトを模索し作成、発行し、市民の方に「広報誌を読むのが楽しみだ」などと、お声をかけていただくこともあり、やりがいを持って仕事ができたと3年間と変わりましたが、引き続き皆さまに「見やすく分かりやすい広報誌」をお届けしますので、今後もなお一層のご愛読をよろしくお願いたします。(伊藤)